

4号機 タービン建屋1階における火災報知器の作動(非火災報)について

平成 19 年 10 月 1 日

発生場所	4号機 タービン建屋1階
発生年月日	平成19年9月29日
発生時の状況	<p>午後2時16分、タービン建屋1階(放射線管理区域内)において、火災報知器(煙感知器)が作動しました。</p> <p>午後2時17分、消防署に連絡するとともに、自衛消防隊消火チームを招集しました。</p> <p>午後2時21分、火災ではないことを確認しました。</p> <p>午後2時21分、消防署にその旨を連絡し、自衛消防隊消火チームの招集を解除しました。</p>
原因	復水器の貝排出作業に使用する吸引機の排気に含まれる霧状の水分(ミスト)により、火災報知器が動作したものと推定されます。
対策	吸引機の排気の放出先を、火災報知器がない場所に変更します。
お知らせ基準	「表2-16 発電所において、火災報知器が作動したとき」に該当します。

以上